

平成22年10月4日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年9月17日から平成22年9月22日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/10/04)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年9月17日～9月22日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	1	2	1	0	0	4
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	15	39	1	0	0	55
職業安定局	155	49	27	1	0	232
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	0	0	0	0	0
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	171	90	29	1	0	291

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	72
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	145
法令遵守違反に関するもの	0
その他	74

**主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。**

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
  - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	2件	1件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	個別労働紛争解決制度のあっせん申請を行いたい、金銭補償を求めるに当たり、申請人が求めた場合には金銭補償の相場を示すべきである。		個別労働紛争解決制度は労使が話し合いにより紛争を解決する制度であり、申請に際して金額を教示することはできず、ご自身で妥当と思われる金額を示していただきたいことを説明し、ご理解いただきました。
2	総合労働相談コーナーの電話はフリーダイヤルとしてほしい。		限られた予算の中で業務を行っており、現時点ではフリーダイヤルとする予定がないことを説明し、ご理解いただきました。
3	あっせん申請をしたが、被申請人が不参加で打ち切りとなった。被申請人の参加については強制力をもたせて欲しい。		個別労働紛争解決制度について説明を行い、ご理解いただきました。また、強制力をもって参加させることができる制度として裁判所制度を教示しました。
4	「あっせん」に参加して、かなり妥協したにもかかわらず合意に至らなかった、メリットは感じなかった。本社から遠方まで出張して「あっせん」に参加したところであるが、時間と経費がかかり過ぎるため、各地の労働局と連携して、出張せずとも「あっせん」が受けられるようにしていただきたい。また、合意に至らない場合、「あっせん」時に当事者が対面して話し合いができる場を用意していただきたい。		あっせん利用者アンケートに対してこのような意見があったため、貴重なご意見として承りました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	15 件	39 件	1 件	0 件	0 件	55 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	14 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	22 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	19 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	事業場を臨検監督する時は会社側の話だけではなく、労働者からも状況を聞くべきである。	①	臨検監督の際には法令違反の事実確認等のため、必要に応じて労働者からも事情を聴取している旨などを説明し、ご理解いただきました。
2	労働相談に伺ったが、プライバシーに係る内容なのでカウンターで相談に応じるのは適切ではないのではないかと。	① ②	相談カウンターには「個室で相談をご希望の方はお申し出ください。」との表示をしてあるが、事前に相談者の方に確認しなかったことをお詫びいたしました。 なお、今後は同様の事案が発生しないよう、局内に注意喚起をしました。
3	事業場の臨検監督を突然されても困る。来客の予定があって、対応できない。	①	事業場の臨検監督については、法定条件の履行確保のために、事業場のありのままの姿を確認させていただく必要があるため予告せずに実施していることを説明し、ご理解を求めました。
4	今年は猛暑で、特に屋外作業では熱中症になる危険性が高かった。労働時間の短縮や休憩時間を大幅に確保するなど対策をすべきではないかと。	①	労働基準法は、労働者の労働時間等の最低基準を定めたものであると説明するとともに、使用者には熱中症予防対策の徹底を図るよう適切に指導を行っていることを説明し、ご理解いただきました。
5	法律で労働時間の上限を設けずに、稼ぎたい労働者は時間に関係なく働けるようにしてほしい。	①	労働基準法は、労働者の労働時間等の最低基準を定めたものであることから、これを遵守いただくことが必要である旨をご説明いたしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	監督署においても、解雇の妥当性等について相談できるようにしてほしい。	①	労働基準法第20条は解雇の手続を定めているのみであることを説明し、また、解雇の妥当性等の相談について個別紛争解決制度をご紹介いたしました。
7	最低賃金が大幅に引き上げられたことは納得できない。生活保護の水準との格差が大きい等の理由により、審議会から答申されたとのことだが、勝手に決めないでほしい。	①	最低賃金は労働者の生計費及び賃金並びに支払能力を勘案して地方最低賃金審議会等の審議を経て決定されるものであることなどを説明しご理解を求めました。
8	今年の岡山県の最低賃金の改正はいつからか。毎年同じ日付での改正とできないのか。会社としては、その都度ばらばらでは対応が大変である。	①	岡山地方最低賃金審議会の審議、答申などの手続を経て改正、発効されるものであること、平成22年度については11月5日に発効する予定であることを説明し、ご理解を求めました。
9	今年はいまだに非常に暑くて、屋内で粉じん作業(アーク溶接作業)に従事している労働者の中には粉じん対策用のマスクをしない者もいるが注意し難い。監督署もある程度は黙認してほしい。	①	じん肺になってしまうと現時点では根本的な治療法がないため、予防には呼吸用保護具の使用の徹底が必要であることなどを説明し、ご理解を求めました。 また、暑さ対策としてスポットクーラーの利用の検討などについてもお願いしました。
10	中小企業において労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施するには昨今のような経済状況下ではその費用を確保するのが大変である。費用は事業主が負担しなければならないのか。	①	労働安全衛生法に基づく定期健康診断は事業者を実施義務があることから、健康診断にかかる費用は事業者が負担する必要があることを説明し、ご理解を求めました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年9月17日～9月22日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 杉田 浩(内線5654) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	155 件	49 件	27 件	1 件	0 件	232 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	58 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	119 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	55 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
5	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ハローワークの駐車場が混んでいる。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくよう説明し、ご理解をいただきました。
7	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	毎年8月に雇用保険の基本手当日額の再計算がなされているが、そのために日額がさがってしまい不満がある。		雇用保険の基本手当は、失業期間中の生活の安定を図るために支給するものですが、その額は労働者の平均給与額の変動比率に応じて、毎年引き上げ又は引き下げを行うことが、雇用保険法において決められている旨ご説明し、ご理解を求めました。
9	新規に導入された求人検索システムに表示される求人票の文字が小さく、見にくいので、改善してほしい。		求人検索機のディスプレイ画面に手を触れて操作することにより、画面上の求人票を拡大表示することができる旨ご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。